答 弁 第 二 九 号令和二年十月二日受領

内閣衆質二〇二第二九号

令和二年十月二日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿

衆議院議員長妻昭君提出羽田空港発着便の新ルートにおける航空機落下物に関する質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

書

の落下物の事案は把握していない。 であるが、 職員による現地調査等を踏まえ、 る物体を発見した旨の通報等を受けた場合 国土交通省においては、 令和二年九月十八日時点において、 航空機からの物体の落下を目撃した旨や航空機からの落下物であることが疑われ 当該物体が航空機からの落下物であるかどうかの判断を行ってい (当該物体が空港内で発見等された場合を除く。) には、 東京国際空港における新たな飛行経路を飛行した航空機から 同 \mathcal{O}

送事業者及び航空機使用事業者に対し部品等脱落防止措置の内容について事業計 的な範囲が明らかではないため、 けたことに加え、 については、 の未然防 また、 止策を徹底させる観点から、 「すべての落下物を把握できているのか否か」とのお尋ねについては、 同 省において平成三十年三月に取りまとめた 駐機中の機体を空港管理者がチェックする体制を強化するなどしたところである。 お答えすることは困難であるが、 航空法施行規則 (昭和二十七年運輸省令第五十六号) 「落下物対策総合パッケージ」を踏まえ、 いずれにせよ、 画に記載することを義務付 航空機 「すべての落下物」 からの落 を改正 し航 下物 の具体 落 空運 対策 下物